制度名	経営体育成支援事業 (国:農地利用効率化等支援交付金)	主管課名 農業経営課 基盤強化 G		
		問合せ先	029-301-3833	
目的・趣旨	「食料・農業・農村基本計画」に基づき、国産農畜産物の安定的供給体制の構築を図るため、適切な人・農地プランにより、地域の将来を担う中心経営体を明確化するなど地域農業の担い手の育成・確保を図ることが最重要課題となっている。この課題に対処するため、産地や担い手の発展の状況に応じて必要となる農業用機械・施設の導入等の整備を支援し、意欲ある経営体等を育成する。			

〔対象団体〕市町村

## 〔対象事業〕

1 融資主体型補助事業

融資を活用して農業用機械・施設を導入する場合に、融資残に補助金を交付することで、主体的な経営展開を支援

〔対 象 者〕認定農業者、認定就農者などの人・農地プランに位置付けられた者、地域に おける継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者 等

〔対象経費〕トラクター、コンバインなどの農業用機械や、パイプハウスなどの施設等導入経費(事業費50万円以上)

〔補 助 率〕融資残額(事業費の3/10上限)等

〔上限額〕一般タイプ:300万円、600万円(※)

先進的農業経営確立支援タイプ:個人1,000万円、法人1,500万円

※ 目標地図に位置づけられた者であって、目標年度の経営面積が基準以上となる場合

## 2 追加的信用供与補助事業

融資主体補助型に係る融資の円滑化を図るため、農業信用基金協会への補助金の積み増しによる金融機関への債務保証の拡大を支援

〔対 象 者〕 県農業信用基金協会

〔補 助 率〕定額

## 3 条件不利地域型補助事業

経営規模の零細な地域等における意欲ある経営体の育成に必要な共同利用機械等の導入を支援

〔対象者〕農家3戸以上で組織する団体、農協、土地改良区など

〔対象経費〕トラクター、田植機、ライスセンター等導入経費

〔補助率〕1/2以内(40,000千円上限)

[経費負担割合]

区 分	玉	県	市町村	その他	
	3/10~1/2	_	_	1/2~	
〔令和5年度当初予算額〕	〔令和5年度補助対象団体〕				
270,110 千円				44 市町村	
〔備考〕					